

(第3回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 2月 27日
契約業者名	(一財) 阪神高速先進技術研究所
契約業者の住所	大阪府大阪市中央区南本町4-5-7
業務の名称	阪神高速道路DX推進に係る先進技術等の調査検討業務(2024年度)
業務場所	阪神高速道路(株)の指定する場所
業務種別	その他業務
業務概要	打合せ1式→1式 DXロードマップの方向性整理1式→1式 最新のデジタル技術動向収集・整理1式→1式 阪神高速内取組状況収集・整理1式→1式 解説書・技術カタログへの反映1式→1式 DXロードマップ構成検討0式→1式 阪神高速サイバーインフラマネジメントの検討0式→1式 報告書作成1式→1式
業務期間(自)	令和 6年 3月 19日
業務期間(至)	令和 8年 6月 19日
契約金額	14,916,000 円
変更金額	12,760,000 円 増
変更後の契約金額	27,676,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

## 変更契約理由書

阪神高速道路DX推進に係る先進技術等の調査検討業務（2024年度） 第3回変更

### 1) 「阪神高速グループビジョン」反映に伴う変更

当初、DX ロードマップの作成については、過年度作成した現ロードマップの35 細目に対して10 項目の再調査並びに追加・修正が想定される9 項目についての技術動向調査及び解説書・技術カタログの作成を行う想定であった。

しかし、その後2024.7 に新たなグループビジョン（以下「新ビジョン」という。）作成に向けたスケジュール等が経営企画部より全社共有され、2025.10 に新ビジョンが確定することとなった。そのため、これに即したDX ロードマップの構成に見直すとともに、対象とする技術動向調査及び解説書・技術カタログの作成数量を変更するものである。

### ○数量変更

#### 3.2.3（最新のデジタル技術動向収集・整理

継承項目に関連するアップデート情報の収集 10 細目⇒0

追加/修正項目に関連する技術情報の収集 9 細目⇒0

継承項目に関連する技術情報の整理 10 細目⇒0

追加/修正項目に関連する技術情報の整理 9 細目⇒0

技術要素情報の収集（DX ロードマップ構成変更後） 0⇒44 項目

技術要素情報の整理（DX ロードマップ構成変更後） 0⇒44 項目

#### 3.2.5（解説書・技術カタログへの反映

ロードマップ・解説書への反映に関する検討（継承項目） 10 細目⇒0

ロードマップ・解説書への反映に関する検討（追加・修正項目） 9 細目⇒0

ロードマップ・解説書の修正 1 式⇒0

技術カタログの修正 1 式⇒0

解説書の構成に関する検討 0⇒1 式

技術カタログの構成に関する検討 0⇒1 式

解説書・技術カタログへの反映に関する検討（ロードマップ構成変更後） 0⇒44 項目

### 3.2.6 (DXロードマップ構成検討

新ビジョン策定に伴うロードマップ構成変更検討 0⇒1式

概ね10年後の実現イメージの策定に伴うロードマップ構成変更検討 0⇒1式

#### 2) 阪神高速サイバーインフラマネジメントの検討

ビジョンの実現に向けては、デジタル技術を活用し、道路のライフサイクル全般にわたるシームレスで高度なインフラマネジメントを実現し、またこれらを活用した新たなサービスを提供し、価値を創出する必要がある。そのためには、阪神高速サイバーインフラマネジメントの検討（以下「サイバーインフラマネジメント検討」という。）を実施し、検討結果をロードマップ等に反映しておくことが必要不可欠である。本業務においてサイバーインフラマネジメント検討を一体的に進めることで相互に検討結果を的確かつ迅速に反映し、ノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図ることができることから、サイバーインフラマネジメント検討を本業務に追加するものである。

#### ○変更数量

### 3.2.7 ((阪神高速サイバーインフラマネジメントの検討

全体コンセプト検討 0⇒1式

全体システム構成の具現化 0⇒1式

現状の評価と実現に向けた課題の洗い出し 0⇒1式

課題解決の優先順位付け 0⇒1式

#### 第5章 業務期間

本業務で作成されるDXロードマップ等については、新ビジョンの内容を十分に踏まえて作成する必要があるところ、2025年1月時点において、当該新ビジョンの策定予定時期が当初のスケジュールから後ろ倒しされることとなったため、業務期間の変更を実施した。（第1回変更：2025年1月23日）

また、その後さらに新ビジョンの策定作業が後ろ倒しされた（第1回変更時：2025.1頃の暫定版共有⇒2025.6暫定版共有）ため、再度の業務期間変更を実施した。

((第2回変更：2025年8月29日)

加えて、その後（「2025.6暫定版」については、経営企画部より各部署に意見照会がなされ、結果多数の更新があったため、最終版として共有された「2025.10時点

版」をDXロードマップ等に反映する必要が生じたため、本業務の業務期間についてもさらに延長する必要が生じたものである。

以上を踏まえ、次のとおり業務期間を変更することとする。

○業務期間変更

(当初) 2024 年3 月19 日から2025 年2 月28 日まで

(現行) 2024 年3 月19 日から2026 年2 月27 日まで

(今回変更) 2024 年3 月19 日から2026 年6 月19 日まで

以上